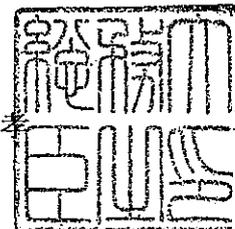


総 政 企 第 15 号
平成 26 年 1 月 31 日

統計委員会委員長
樋 口 美 雄 殿

総 務 大 臣
新 藤 義 孝



諮問第64号

家計調査、個人企業経済調査、地方公務員給与実態調査、人口動態調査、毎月勤労統計調査、薬事工業生産動態統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の指定の変更について（諮問）

標記について、基幹統計の指定の変更にあたり、統計法（平成19年法律第53号）第7条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

平成26年1月31日
総務省政策統括官（統計基準担当）

諮問の概要

1 諮問の概要

基幹統計である「家計調査」、「個人企業経済調査」、「地方公務員給与実態調査」、「人口動態調査」、「毎月勤労統計調査」、「薬事工業生産動態統計調査」及び「鉄道車両等生産動態統計調査」について、統計法（平成19年法律第53号）第7条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、指定を変更すること。

2 変更の概要

基幹統計である「家計調査」、「個人企業経済調査」、「地方公務員給与実態調査」、「人口動態調査」、「毎月勤労統計調査」、「薬事工業生産動態統計調査」及び「鉄道車両等生産動態統計調査」の名称について、以下のとおり、それぞれ指定を変更する。

【現行】	【変更後】
家計調査	家計統計
個人企業経済調査	個人企業経済統計
地方公務員給与実態調査	地方公務員給与実態統計
人口動態調査	人口動態統計
毎月勤労統計調査	毎月勤労統計
薬事工業生産動態統計調査	薬事工業生産動態統計
鉄道車両等生産動態統計調査	鉄道車両等生産動態統計

（説明）

平成21年4月に全面施行された現行統計法においては、作成された「統計」とそれを作成する一手法である「統計調査」とを概念上明確に区分しており、基幹統計の名称が基幹統計調査の名称と同一であることは適当ではない。

上記の7基幹統計は、基幹統計調査の内容を含めて、いずれも近々の変更予定がないことから、今回、基幹統計の名称について一括して変更する必要がある。

なお、いずれの基幹統計の名称についても、その多くが昭和20年代又はそれ以前から使用され、長い歴史を有していることから、現行の基幹統計の名称を最大限残し、「調査」又は「統計調査」の文言から「統計」という文言への形式的変更が適当である。

基幹統計の名称が基幹統計調査と同一になっているものに係る
名称変更に関する基本的な考え方

総務省政策統括官（統計基準担当）室

- 1 平成 21 年 4 月に全面施行された現行統計法（平成 19 年法律第 53 号）においては、作成された「統計」（Statistics）とそれを作成する一手法である「統計調査」（Survey）とを概念上明確に区分している。
- 2 政策統括官室としては、実務上、基幹統計の名称変更は各府省における基幹統計調査の変更内容等を確認した上で行うことが適当という考え方に立ち、統計法第 11 条の規定に基づく変更申請がなされる際、基幹統計の名称を「労働力調査」から「労働力統計」に変更するなど、基幹統計と基幹統計調査の名称を明確に分ける措置を採ってきたところ（平成 22 年 11 月 1 日付け事務連絡）。
- 3 しかしながら、上記全面施行以降、現行の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）の計画期間も残り 2 か月足らずとなった現在においても、各府省における措置予定もなく、基幹統計と基幹統計調査の名称が同一のままとなっているものが相当数認められる状況にある（旧統計法下において「指定統計」として指定され、現行法施行時に「基幹統計」に移行した 50 統計のうち 10 統計）。
- 4 このように、基幹統計の名称が基幹統計調査の名称と同一となっているものがいまだに残されていることは、統計法の趣旨からみて適切ではなく、早期に改善する必要がある。このことから、原則として、今回、総務大臣が、統計法第 7 条の規定に基づき一括して基幹統計の名称変更の諮問を行い、統計委員会の答申を受けて名称変更を行うこととする。
- 5 ただし、以下のいずれかの要件に該当する基幹統計については、各府省と相談した上で、今回の措置から除くこととする。
 - ① 近々調査内容の変更の諮問が予定されており、今回、一括諮問の対象とすると、調査実施者において省令改正作業が二度必要となるなど、事務的に煩わしくなるもの
→ 2 統計（文部科学省の学校基本調査及び経済産業省の商業動態統計調査）
 - ② 関連制度の改革についての議論が行われている最中であり、これを踏まえた調査内容の変更の可能性があるもの
→ 1 統計（文部科学省の社会教育調査）

基幹統計一覽
(名称変更が必要な基幹統計)

平成 26 年 1 月 31 日現在
(全 55 統計中 10 統計)

<内閣府>

国民経済計算

<総務省> (残り 3 統計)

国勢統計

住宅・土地統計

労働力統計 (変更済み)

小売物価統計

家計調査

個人企業経済調査

科学技術研究統計 (変更済み)

地方公務員給与実態調査

就業構造基本統計 (変更済み)

全国消費実態統計

社会生活基本統計

<財務省>

法人企業統計

<国税庁>

民間給与実態統計

<文部科学省> (残り 2 統計)

学校基本調査

学校保健統計

学校教員統計

社会教育調査

<厚生労働省> (残り 3 統計)

人口動態調査

毎月勤労統計調査

薬事工業生産動態統計調査

医療施設統計

患者統計 (変更済み)

賃金構造基本統計

国民生活基礎統計

生命表

社会保障費用統計

<農林水産省>

農林業構造統計

牛乳乳製品統計

作物統計

海面漁業生産統計

漁業構造統計 (変更済み)

木材統計

農業経営統計

<経済産業省> (残り 1 統計)

工業統計 (変更済み)

経済産業省生産動態統計

商業統計

ガス事業生産動態統計

石油製品需給動態統計

商業動態統計調査

特定サービス産業実態統計

経済産業省特定業種石油等消費統計

経済産業省企業活動基本統計

鉱工業指数

<国土交通省> (残り 1 統計)

港湾統計 (変更済み)

造船造機統計

建築着工統計

鉄道車両等生産動態統計調査

建設工事統計

船員労働統計

自動車輸送統計

内航船舶輸送統計

法人土地・建物基本統計

<共管>

経済構造統計

産業連関表

※ 1 二重線を付しているものは、基幹統計の
名称と基幹統計調査の名称が同一のもの

※ 2 「(変更済み)」となっているものは、現
行統計法施行時には基幹統計の名称と基幹
統計調査の名称が同一であったが、その後
変更したもの

基幹統計調査の概要

参考3

	総務省			厚生労働省			国土交通省
	家計調査	個人企業経済調査	地方公務員給与実態調査	人口動態調査	毎月勤労統計調査	薬事工業生産動態統計調査	鉄道車両等生産動態統計調査
目的	国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を得る	個人で「製造業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」又は「サービス業」を営んでいる事業所の経営実態を明らかにし、景気動向の把握や中小企業振興のための基礎資料を得る	地方公務員の給与の実態を明らかにし、あわせて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得る	出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の実態を明らかにする	雇用、給与及び労働時間の変動を全国的及び都道府県別に明らかにし、国の経済政策・労働政策の立案のための基礎資料を得る	医薬品、医薬部外品及び医療機器に関する毎月の生産の実態等を明らかにする	鉄道車両及び同部品製造業、鉄道信号保安装置並びに索道搬器運行装置製造業の生産動態統計調査を施行し、もって当該事業の生産の動態を明らかにするための基礎資料を得る
調査対象	全国の世帯(標本調査)	全国の「製造業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」及び「サービス業」を営む個人企業(標本調査)	一般職地方公務員及び地方公共団体の長(全数調査)	市町村(全市町村長(特別区及び指定都市の区の区長を含む。))(全数調査)	常用労働者を常時30人以上雇用する事業所 常時5人以上29人以下の常用労働者を雇用する事業所 常用労働者を5人未満雇用する事業所(標本調査)	医薬品製造販売事務所及び製造所並びに医薬部外品製造販売事務所及び製造所(全数調査)	常時10人以上の従業員を使用し、次の業務を行う事業所 ・鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の製造 ・鉄道車両の改造及び修理(全数調査)
周期(開始年)	毎月(昭和21年開始)	四半期(動向調査票) 毎年(構造調査票) (昭和22年開始)	5年(昭和30年開始)	毎月(明治32年開始)	毎月(ただし、特別調査票のみ年) (大正12年開始)	毎月(昭和27年調査開始)	四半期(ただし、鉄道車両生産(新造)調査票のみ毎月) (昭和29年調査開始)
主な調査事項	(家計簿) 毎月の収入と支出 (年間収入調査票) 年間収入 (貯蓄等調査票) 貯蓄現在高、借入金残高、建物・土地の購入計画 (世帯票) 世帯主の氏名、性別、年齢、職業、在学者の学校の種別(二人以上の世帯)、住居の構造、住居の所有関係、面積、居住室数、家賃・地代、無職世帯の主な収入源 (準調査世帯票) 世帯主の氏名、年齢及び職業、世帯人員、就業人員、住居の所有関係、1か月の家計費総額	(動向調査票) 事業主の業況判断に関する事項、従業者に関する事項、営業収支等に関する事項 (構造調査票) 事業所の経営形態に関する事項、事業主に関する事項、営業収支等に関する事項、従業者に関する事項、パーソナルコンピュータの使用の有無、事業経営上の問題点、経営方針に関する事項、営業上の資産及び負債	(一般職用調査票) 職員の氏名、生年月日、性別、学歴、採用年月、経験月数、給料月額、諸手当月額、年間給与等 (特別職用調査票) 定数、給料(報酬)の額等	(出生票) 父母との続き柄、男女別、生まれたとき、子の住所、体重及び身長、父母の生年月日 (死亡票) 男女別、生年月日、死亡したとき、住所、国籍、死亡の原因、死因の種類 (死産票) 父母の国籍、父母の年齢、死産児の男女別、死産があったとき、体重及び身長、胎児死亡の時期、死産があったところの種類、単胎・多胎の別 (婚姻票) 生年月、夫の住所、国籍、婚姻後の夫婦の氏、同居を始めたとき、初婚・再婚の別 (離婚票) 生年月、国籍、離婚の種別(種別、請求の認諾又は判決の年月)、未成年の子の数、同居の期間	(全国調査票) (地方調査票) 主要な生産品の名称又は事業の内容、調査期間及び操業日数、企業規模、性別常用労働者数及びパートタイム労働者数並びに常用労働者に係る性別異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、現金給与額等 (特別調査票) 主要な生産品の名称又は事業の内容、調査期間、企業規模、性別常用労働者数、年齢、勤続年数、1日の実労働時間数、決まって支給する現金給与額等	(医薬品生産(輸入)月報総括表) 最終製品の生産(輸入)金額、出荷金額、月末在庫金額、男女別常用従業者数、臨時従業者の月間延人員 (医薬品生産(輸入)月報) (衛生材料生産(輸入)月報) (医療機器生産(輸入)月報) (医薬部外品生産(輸入)月報) 品名別生産(輸入)・出荷・月末在庫の金額・数量	(鉄道車両生産(新造)調査票) 索引番号、需要先、月間受注両数及び金額、月間生産両数及び金額、月末手持両数及び金額 (鉄道車両生産(改造・修理)調査票) 生産形式、索引番号、需要先、期間受注両数及び金額、期間生産両数及び金額、期末手持両数及び金額 (鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査票) 索引番号、期間生産数量及び金額、納入先、期間出荷数量及び金額、期末在庫数量及び金額 (索道搬器運行装置生産調査票) 索引番号、期間受注数量及び金額、期間生産数量及び金額、期末手持数量及び金額
主な利活用	・国民経済計算(GDP)の家計消費部門推計の基礎資料 ・消費者物価指数のウェイト算定の基礎資料 ・生活保護の基準算定の基礎資料	・国民経済計算(GDP)の推計のための基礎資料 ・景気動向の判断、中小企業振興のための基礎資料	・地方公務員の給与水準を国家公務員の給与との比較により算出するラスパイレズ指数の基礎資料 ・地方財政計画作成の基礎資料	・人口推計(総務省) ・将来推計人口(厚生労働省) ・生命表(厚生労働省) ・WHO 出生・死亡・死産・婚姻・離婚にかかる件数(性別/年齢別等) ・OECD 乳児・新生児・周産期死亡率、低体重児の割合等	・失業給付の額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更等(厚生労働省) ・経済分析(月例経済報告、経済財政白書等)(内閣府)	・医薬品産業ビジョン(厚生労働省) ・医療機器産業ビジョン(厚生労働省) ・鉱工業指数(経済産業省) ・都道府県鉱工業指数(各都道府県) ・企業物価指数(日本銀行)	・鉄道工業関係施策(鉄道インフラシステムの国際展開等)の基礎資料 ・鉄道工業界の動向把握分析 ・鉱工業指数(IIP)、国民経済計算(SNA)及び産業連関表 ・民間コンサルタント等における需要予測、業界の動向分析